

2024 年 7 月 8 日

第 3 回公益通報者保護制度検討会 意見書

日本労働組合総連合会
経済・社会政策局長 片山銘人

「公益通報を理由とする不利益取扱い」の立証責任については、以下の 3 点の理由から事業者側に転換されるべきであると考えます。

1 点目は、通報者が公益通報と不利益取扱いとの因果関係を立証することは、通報者の有する情報量が、事業者側など不利益取扱いを行った者の有する情報量より遙かに少ないため、極めて困難であるからです。

2 点目は、英国ならびに EU 諸国においては、「公益通報を理由とする不利益取扱い」の立証責任は雇用主側にあり、米国においても通報者側の立証責任に対する緩和措置がとられており、日本も同様な制度とすべきです。

3 点目は、労働法制との関係についてです。「資料 2」の 8 ページを見ると、労働契約法では、解雇は客観的に合理的な理由があることを立証するのは事業者側にあります。一方で、現行の日本の公益通報者保護法では、通報者側に立証責任があるというのはバランスを欠いており、公益通報者保護を一層効果的なものとするためにも是正する必要があるのではないかと考えます。

以 上